旧避難指示解除準備区域(楢葉町)から避難した申立外の亡母が、慢性心不全等の持病を有し、かつ避難先で認知症が進行した申立外の亡父(身体障害等級1級)の介護負担の影響等により、避難先で脳梗塞、慢性心房細動等を発症した後、平成26年7月に死亡したことについて、相続人である申立人らに対し、亡母の入通院慰謝料、交通費、文書取得費に加え、原発事故の影響割合を3割として、死亡慰謝料、死亡逸失利益及び葬儀関係費用等が賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4、同X5及び同X6(以下「申立人ら」という。) と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- 1 亡A(以下「被相続人」という。)が平成26年7月○日に死亡し、申立 人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5が、被相続人の被申立人に対 する損害賠償請求権を承継したこと
- 2 申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5の知る限り、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5が、被相続人の全相続人であること

第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。) について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ば ないことを相互に確認する。

記

(損害項目及び期間)

- 1 亡Aに係る損害について
 - ア 生命・身体的損害
 - (ア) 入通院慰謝料(B病院)

(平成26年4月26日から平成26年6月7日)

- (イ)入通院慰謝料 (C病院) (平成26年6月7日から平成26年7月○日)
- (ウ) 交通費(平成26年6月7日)
- (工) 文書取得費(平成27年2月20日)
- (オ) 死亡慰謝料(遺族固有分含む)
- (カ) 死亡逸失利益
- (キ) 葬儀関係費用
- イ 精神的損害(増額分)

(平成26年1月1日から平成26年7月○日)

2 申立人X1、申立人X2及び申立人X6に係る損害について

ア 精神的損害(増額分)

(平成27年4月1日から平成27年11月30日)

第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第2項所定の損害項目(同項所定の期間に限る。)についての損害賠償金として、合計金669万3359円の支払義務があることを認める。

(内訳)

1 亡Aに係る損害について

ア 生命・身体的損害

(ア) 入通院慰謝料(B病院)金17万6400円(イ) 入通院慰謝料(C病院)金12万6000円(ウ) 交通費金1万2440円(エ) 文書取得費金5400円(オ) 死亡慰謝料(遺族固有分含む)金480万0000円(カ) 死亡逸失利益金67万3119円(キ) 葬儀関係費用金45万0000円イ 精神的損害(増額分)金21万0000円

2 申立人X1、申立人X2及び申立人X6に係る損害について

ア 精神的損害(増額分)

金24万0000円

第4 支払方法

(省略)

第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。) について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立 人が署名(記名)押印の上、各自1通ずつを保有するものとする。また、被申立 人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。 平成28年5月12日

(仲介委員 増山宏)